

昭和四十六年総理府・農林省令第二号

農薬取締法第二十九条の規定による報告及び検査に関する省令

農薬取締法（昭和二十三年法律第八十二号）を実施するため、農薬取締職員の証票の様式を定める命令を次のように定める。
（報告）

第一条 農薬取締法（以下「法」という。）第二十九条第二項及び農薬取締法施行令（昭和四十六年政令第五十六号）第四条第五項の規定による報告は、遅滞なく、報告を命じた場合にあっては第一号に掲げる事項を、農薬を集取した場合にあっては第二号に掲げる事項を、立入検査をした場合にあっては第三号に掲げる事項を記載した書面を提出してしなければならない。

- 一 報告を命じた販売者又は農薬使用者（以下この条において「販売者等」という。）の氏名（法人の場合にあっては、名称及び代表者の氏名。以下この条において同じ。）及び住所並びに当該販売者等がした報告の内容
- 二 農薬を集取した販売者等の氏名及び住所、農薬を集取した日時及び場所、集取した農薬の種類、名称及び量並びに集取した農薬の検査の内容及び結果
- 三 立入検査をした販売者等の氏名及び住所、立入検査をした日時及び場所並びに立入検査の結果
（身分を示す証明書の様式）

第二条 法第二十九条第四項（法第三十五条第三項において準用する場合を含む。）の規定による職員の証明書は、別記様式によるものとする。

附 則 抄

- 1 この命令は、公布の日から施行する。

附 則 （昭和五三年七月五日総理府・農林水産省令第二号）

この命令は、公布の日から施行する。

附 則 （昭和五八年七月三〇日総理府・農林水産省令第一号）

この命令は、外国事業者による型式承認等の取得の円滑化のための関係法律の一部を改正する法律（昭和五十八年法律第五十七号）の施行の日（昭和五十八年八月一日）から施行する。

附 則 （昭和五八年一二月二六日総理府・農林水産省令第二号）

この命令は、行政事務の簡素合理化及び整理に関する法律第二十六条の規定の施行の日（昭和五十九年三月一日）から施行する。

附 則 （平成一二年三月一〇日総理府・農林水産省令第二号）

この命令は、平成十二年四月一日から施行する。

附 則 （平成一二年八月一四日総理府・農林水産省令第四号）

この命令は、内閣法の一部を改正する法律（平成十一年法律第八十八号）の施行の日（平成十三年一月六日）から施行する。

附 則 （平成一三年三月二三日農林水産省・環境省令第一号）

この省令は、平成十三年四月一日から施行する。

附 則 （平成一五年三月五日農林水産省・環境省令第三号）

- 1 この省令は、農薬取締法の一部を改正する法律（平成十四年法律第四百一十一号）の施行の日（平成十五年三月十日）から施行する。
- 2 この省令の施行前に交付した改正前の農薬取締法第十三条の規定による報告及び検査に関する省令別記様式による職員の証明書は、改正後の農薬取締法第十三条の規定による報告及び検査に関する省令別記様式による職員の証明書とみなす。

附 則 （平成一五年六月三〇日農林水産省・環境省令第六号）

- 1 この省令は、食品の安全性の確保のための農林水産省関係法律の整備等に関する法律の施行の日（平成十五年七月一日）から施行する。
- 2 この省令の施行前に交付したこの省令による改正前の農薬取締法第十三条の規定による報告及び検査に関する省令別記様式による職員の証明書は、この省令による改正後の農薬取締法第十三条の規定による報告及び検査に関する省令別記様式による職員の証明書とみなす。

附 則 （平成一六年六月四日農林水産省・環境省令第一号）

- 1 この省令は、平成十六年六月十一日から施行する。
- 2 この省令の施行前に交付したこの省令による改正前の農薬取締法第十三条の規定による報告及び検査に関する省令別記様式による職員の証明書は、この省令による改正後の農薬取締法第十三条の規定による報告及び検査に関する省令別記様式による職員の証明書とみなす。

附 則 （平成一七年九月二〇日農林水産省・環境省令第四号）

- 1 この省令は、平成十七年十月一日から施行する。
- 2 この省令の施行前に交付したこの省令による改正前の農薬取締法第十三条の規定による報告及び検査に関する省令別記様式による職員の証明書は、この省令による改正後の農薬取締法第十三条の規定による報告及び検査に関する省令別記様式による職員の証明書とみなす。

附 則 （平成一九年三月八日農林水産省・環境省令第一号）

（施行期日）

第一条 この省令は、公布の日から施行する。

（経過措置）

第二条 この省令の施行の際現にあるこの省令による改正前の農薬取締法第十三条の規定による報告及び検査に関する省令別記様式（次項において「旧様式」という。）による職員の証明書は、この省令による改正後の農薬取締法第十三条の規定による報告及び検査に関する省令別記様式による職員の証明書とみなす。

- 2 この省令の施行の際現にある旧様式により調製した用紙は、この省令の施行後においても当分の間、これを取り繕って使用することができる。

附 則 （平成三〇年一一月三〇日農林水産省・環境省令第三号） 抄

（施行期日）

第一条 この省令は、農薬取締法の一部を改正する法律の施行の日（平成三十年十二月一日）から施行する。

（農薬取締法第十三条の規定による報告及び検査に関する省令の一部改正に伴う経過措置）

第三条 この省令の施行前に交付した第二条の規定による改正前の農薬取締法第十三条の規定による報告及び検査に関する省令別記様式（次項において「旧様式」という。）による職員の証明書は、同条の規定による改正後の農薬取締法第二十九条の規定による報告及び検査に関する省令別記様式による職員の証明書とみなす。

- 2 この省令の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

第 号 年 月 日交付

写
真

官職（職名）	氏名
生年月日	年 月 日

(報告及び検査)

第13条 農林水産大臣又は環境大臣は製造者、輸入者、販売者若しくは農薬使用者又は除草剤販売者に対し、都道府県知事は販売者に対し、第2条第1項、第3条第1項、第6条の2第3項、第6条の3第1項、第6条の4第1項、第7条、第9条第1項及び第2項、第9条の2、第10条の2、第10条の4、第11条、第12条第3項、第12条の2第1項並びに第14条第1項及び第2項の規定の施行に必要な限度において、農薬の製造、加工、輸入、販売若しくは使用若しくは除草剤の販売に関し報告を命じ、又はその職員にこれらの者から検査のため必要な数量の農薬若しくはその原料若しくは除草剤を集取させ、若しくは必要な場所に立ち入り、農薬の製造、加工、輸入、販売若しくは使用若しくは除草剤の販売の状況若しくは帳簿、書類その他必要な物件を検査させることができる。ただし、農薬若しくはその原料又は除草剤を集取させるときは、時価によつてその対価を支払わなければならない。

2 (略)

3 第一項に定めるもののほか、農林水産大臣又は環境大臣は製造者、輸入者若しくは農薬使用者又は除草剤販売者に対し、都道府県知事は販売者又は水質汚濁性農薬の使用者に対し、この法律を施行するため必要があると認めるときは、農薬の製造、加工、輸入、販売若しくは使用若しくは除草剤の販売に関し報告を命じ、又はその職員にこれらの者から検査のため必要な数量の農薬若しくはその原料若しくは除草剤を集取させ、若しく

は必要な場所に立ち入り、農薬の製造、加工、輸入、販売若しくは使用若しくは除草剤の販売の状況若しくは帳簿、書類その他必要な物件を検査させることができる。ただし、農薬若しくはその原料又は除草剤を集取させるときは、時価によつてその対価を支払わなければならない。

- 4 第一項又は前項の場合において、第一項又は前項に掲げる者から要求があつたときは、第一項又は前項の規定により集取又は立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を示さなければならない。

(都道府県が処理する事務)

第13条の3 第十三条第一項及び第三項の規定による農林水産大臣又は環境大臣の権限並びに第十条の四及び第十四条第二項の規定による農林水産大臣の権限に属する事務の一部は、政令で定めるところにより、都道府県知事が行うこととすることができる。

(国内管理人に係る報告及び検査)

第15条の3 農林水産大臣又は環境大臣は、国内管理人に対し、その業務に関し報告を命じ、又はその職員に必要な場所に立ち入り、帳簿、書類その他必要な物件を検査させることができる。

- 2 (略)

- 3 第13条第4項の規定は第1項の規定による立入検査について、第13条の2第2項から第4項までの規定は前項の規定による立入検査について、それぞれ準用する。

第18条 次の各号のいずれかに該当する者は、6月以下の懲役若しくは30万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

- 一 (略)

- 二 第13条第1項若しくは第3項の規定による報告を怠り、若しくは虚偽の報告をし、又は同条第1項若しくは第3項若しくは第13条の2第1項の規定による集取若しくは検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者

- 三 第15条の3第1項の規定による報告を怠り、若しくは虚偽の報告をし、又は同項若しくは同条第二項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者

備考

- 1 大きさは、縦11センチメートル、横15センチメートルとする。

- 2 発行者は、農林水産大臣若しくは地方農政局長、環境大臣若しくは地方環境事務所長又は都道府県知事とする。